

北海道告示第11192号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年8月24日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道スマート林業機器導入促進事業 林業の生産性の向上を図るため、ICT等の先進的な技術を活用した機器の導入を予算の範囲内で補助する。	森林組合、登録林業事業者	補助事業者が北海道スマート林業機器導入促進事業を行う場合における機器の導入に要する経費	2分の1以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	